

岩手県告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
鳥羽医院	陸前高田市小友町字上新田15番地	平成24年6月30日
みよし調剤薬局	紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割453番地	平成24年7月31日
有限会社道又薬局	上閉伊郡大槌町本町8番17号	〃